

大規模建築物の廃棄物（ごみ）等の保管場所等について

【1】豊中市の取組み

豊中市では、廃棄物の発生の抑制及び再生利用による廃棄物の減量の促進を図るとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の環境美化を推進することにより、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、環境にやさしい資源循環型都市の形成に寄与することを目的とする「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（以下「条例」という。）を定めております。

この条例では、第21条で、大規模建築物を建設しようとする個人や事業者などの方に、建築物またはその敷地内に廃棄物（ごみ）と再生資源の保管場所や設備の設置が義務付けております。また、大規模建築物以外の建築物についても、規定の趣旨に準じた設置を指導しております。

【2】廃棄物等保管場所等の設置及び届出等

条例に基づき、保管場所等の規模・構造・位置及び進入路にかかる基準が定められており、廃棄物の保管場所等の設置届が必要です。

届出時期については、都市計画法による開発行為の場合は、豊中市土地利用の調整に関する条例第23条申出書の提出前まで、また、建築確認・計画通知の場合は、申請前に設置届を提出してください。

事前に相談いただければ協議を行います。特に、規模の大きな物件については事前協議が必要です。

竣工時には、完了報告、一般廃棄物処理申込書、保管場所等の管理責任者の選任届等の届出が必要です。

【3】対象となる大規模建築物等の規模

届出対象の建築物は下の表のとおり。増築または用途変更による場合も同じです。

共同住宅	住戸数が6戸以上の建築物
事業用途	延べ床面積200㎡以上の建築物
共同住宅及び事業用途部分のある建築物	上記のいずれかの条件を満たす建築物

【4】その他

受け付けた届出書類は、お預かりして確認作業を行い、14日程度を目安に書類を郵送します。ごみの収集は一般廃棄物処理申込書で申し込んでください。

（廃棄物保管場所が未整備の場合、ごみの収集ができません。）

詳しくは、下記までご相談ください。

問い合わせ先

共同住宅については 豊中市 環境部 家庭ごみ事業課 TEL 06-6858-2275

事業用途については 豊中市 環境部 事業ごみ指導課 TEL 06-6858-2278

F 561-0891 豊中市走井2-5-5